

# 死亡届を出された方へ



死亡届のほかに必要と思われる主な手続きをご紹介します。

必要に応じてお手続きが異なる場合がございます。詳しくは、各担当窓口でお尋ねください。

手続き判定ナビ

## 火葬許可証について

火葬許可証は、死亡届の受付時に市区町村が届出人の方に対して交付するもので火葬の際に必要となります。

火葬が済めば、斎場で火葬許可証に火葬が済んだことを証明したうえで、埋葬許可証としてご遺族様にご返却します。

許可証は、遺骨を墓地や納骨堂等へ埋葬・納骨する際に必要となります。「一遺体一許可証」となりますので大切にお取扱ってください。

窓口サービス課 戸籍担当（電話：6308-9961）

## 個人番号（マイナンバー）カード・通知カードについて

様々な手続きで個人番号（マイナンバー）が必要となる可能性がありますので諸手続きが済むまでは保管しておいてください。返納していただく必要はございませんが、返納を希望される場合は返納いただくこともできます。

窓口サービス課 住民情報担当（電話：6308-9963）

項目	淀川区役所での手続き等	担当窓口等
国民健康保険 に加入されている方が 死亡された場合	<p>葬祭費の申請をお受けします。 申請出来る方：葬儀の領収書宛名の方 ◎必要なもの：国民健康保険証、埋・火葬許可証、葬儀の領収書 （死亡された方の名前が確認出来るもので支払者の氏名の記載必要）、葬儀の領収書宛名の方の本人確認書類、領収書宛名の方の預金通帳（ゆうちょ銀行を含む）</p> <p>※申請する方が、来庁出来ない場合は、あらかじめ、必要書類を右記にてご確認いただきますようお願いいたします。 ※他の健康保険等から、同様の給付を受けることが出来る場合、大阪市国民健康保険からは、葬祭費の支給はしません。 ※申請受付期間は、葬祭を執行した日の翌日から2年間です。</p>	<p>窓口サービス課 （保険年金・保険） 4階 43番 6308-9956</p>
後期高齢者医療制度 に加入されている方が 死亡された場合	<p>葬祭費の申請をお受けします。 申請出来る方：葬儀の領収書宛名の方 ◎必要なもの：後期高齢者医療被保険者証、葬儀の領収書（死亡された方の名前が確認出来るもので支払者の氏名の記載必要）、葬儀の領収書宛名の方の本人確認書類、領収書宛名の方の預金通帳（ゆうちょ銀行を含む）</p> <p>※申請する方が、来庁出来ない場合は、予め、必要書類を右記にてご確認いただきますようお願いいたします。</p>	
介護保険証 をお持ちの方	<p>介護保険証をお返しくください。 また、介護保険料の変更決定通知書を送付しますので、送付先を変更される場合は手続きをお願いいたします。</p>	<p>保健福祉課 （介護保険） 3階 31番 6308-9859</p>
公害医療手帳 をお持ちの場合	<p>手帳をお返しくください。 遺族補償給付についてご案内します。</p>	
被爆者健康手帳 をお持ちの場合	<p>手帳をお返しくください。 葬祭料支給申請についてご案内します。</p>	<p>保健福祉課 （健康づくり） 2階 22番 6308-9882</p>
特定医療費（指定難病）受給者証 をお持ちの場合	<p>医療受給者証をお返しくください。</p>	
犬を飼っている方	<p>飼い主の登録変更をお願いいたします。</p>	
保育施設・保育事業 を利用されている場合	<p>異動届の提出をお願いいたします。</p>	
児童扶養手当 を受給している場合	<p>資格喪失届・額改定届の提出をお願いいたします。</p>	<p>保健福祉課 （こども教育） 4階 45番 6308-9423</p>
こども医療証、ひとり親家庭 医療証をお持ちの方	<p>資格喪失の届出と各種医療助成証を返却してください。</p>	

<p><b>児童手当</b> を受給している、支給対象の方</p>	<p>受給者が死亡された日の翌日より、15日以内に児童手当の認定支給の手続きをお願いします。 ※15日間を過ぎますと支給開始日が遅れ、児童手当が支給できない月が発生しますのでご注意ください。 ※平日の来庁が困難な方は担当まで速やかにご連絡ください。 ◎必要なもの お子様の預金通帳など振込口座の分かるもの、今後監護する方（請求者）の健康保険証の写し、今後監護する方（請求者）の振込口座の分かるもの。</p>	<p>保健福祉課 (こども教育) 4階 45番 6308-9423</p>
<p>身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方</p>	<p>手帳返還の手続きをお願いします。</p>	<p>保健福祉課 (保健福祉) 3階 32番 6308-9857</p>
<p>障がい福祉サービスを利用している方</p>	<p>資格喪失の届出をお願いします。</p>	
<p>重度障がい者医療証をお持ちの方</p>	<p>資格喪失の届出と各種医療助成証を返却してください。</p>	
<p>特別児童扶養手当手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受給している、支給対象の方</p>	<p>受給者の変更または喪失等の届出を提出してください。</p>	
<p>緊急通報システムを利用している方</p>	<p>資格喪失の届出をお願いします。</p>	
<p>介護用品を支給されている方</p>	<p>資格喪失の届出をお願いします。</p>	
<p>敬老優待乗車証をお持ちの方</p>	<p>資格喪失の届出をお願いします。</p>	
<p><b>区役所以外での手続き</b></p>		
<p><b>年金</b> を受給されていた方が死亡された場合</p>	<p>14日以内に、年金受給者の死亡届の提出をお願いします。 ◎必要なもの：年金証書、死亡を確認できる書類など亡くなった方が受け取れなかった年金を遺族の方が受け取れる場合があります。 死亡者と生計同一の法定相続人の方が、未支給年金（保険給付）請求書の提出をお願いします。 ◎必要なもの：年金証書、死亡者と請求者の続柄がわかる戸籍謄本、死亡者と請求者の生計同一がわかる住民票など ※亡くなられた方の状況により必要書類が異なりますので、詳しくは年金事務所へ、お問い合わせください。</p>	<p>日本年金機構 淀川年金事務所 6305-1881</p>
<p><b>相続</b> に関するご相談がある方 不動産名義人が死亡された場合など</p>	<p>遺言や相続放棄等のご相談 ・大阪家庭裁判所 06-6943-5321</p> <p>相続登記についてのご相談【無料】 ・司法書士総合センター北 面談 要予約 06-6943-6099 毎週月～金曜日 13:30～16:30 一組40分 ・相続登記手続相談センター 電話相談 06-6946-0660 毎週火曜日 13:30～16:30</p> <p>相続登記申請に関する一般的なご相談【無料】 ・大阪法務局北出張所 要予約 06-6363-1981</p> <p>預金等の相続 ・銀行・郵便局等へお問合せください。</p>	
<p><b>自動車</b> をお持ちの場合</p>	<p>軽自動車の廃車または名義変更 ・軽自動車検査協会大阪主管事務所 050-3816-1840</p> <p>普通自動車の廃車または名義変更 ・なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059</p>	
<p><b>水道</b></p>	<p>口座振替の名義変更または廃止（解約）</p>	<p>水道局お客様センター 6458-1132</p>
<p><b>電気・ガス・電話 生命保険・クレジットカード</b></p>	<p>口座振替の名義変更または廃止（解約）・保険金の請求など</p>	<p>ご加入の事業者へお問合せ下さい。</p>